

# 資金を支援します！

融資に関するお問い合わせ  
産業支援課：TEL.0545-55-2873

## 経済変動対策貸付資金

対象者	・市内に主たる工場・事業所を有する中小企業者及び組合 ・1年以上継続して同一事業を行っているもの ・最近3か月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少していること。 ・原油、原材料の価格高騰を製品価格に転嫁できず、最近3か月の粗利益が前年同期に比べ5%以上減少していること など
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	5,000万円
貸付利率	1.3%（基準金利2.07% うち、県利子補給率0.47%、市利子補給率0.30%）
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	10年以内（設備資金3年以内、運転資金2年以内据置）
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申込先	各金融機関



## 経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）

対象者	・新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者 ① SN保証4号の認定を受けた者 ② SN保証5号の認定を受けた者又は普通保証を利用する者
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	8,000万円
貸付利率	① 0.65%（基準金利1.97% うち、県利子補給率0.67%、市利子補給率0.65%） ② 0.75%（基準金利2.07% うち、県利子補給率0.67%、市利子補給率0.65%）
保証料等	① SN保証4号 0.60% ② SN保証5号 0.58% 普通保証 0.28%～1.2%
返済期間	10年以内（設備資金3年以内、運転資金2年以内据置）
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申込先	各金融機関



## 経済変動対策貸付資金（原油・原材料高対応枠）

対象者	・静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱別表に定める経済変動対策貸付に係る融資の要件を満たしていること。 ・融資の申込日以前において、納期が到来した市税（徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。 ・市内に店舗、工場又は事業場を有する中小企業者等（個人事業主、法人、組合）であること。
資金用途	設備資金・運転資金
貸付限度額	5,000万円
貸付利率	① 実行日から5年まで 0.00%（基準金利2.07% うち、県利子補給率0.67%、市利子補給率1.4%） ② 6年目以降 1.40%（基準金利2.07% うち、県利子補給率0.67%、市利子補給率0.00%）
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	10年以内（設備資金3年以内、運転資金2年以内据置）
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申込先	各金融機関



※利率及び利子補給率については、令和5年4月1日現在のものです。

なお、お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合があります。

# 中小企業・小規模企業の

## 資金支援（融資）

※小規模企業者貸付資金、中小企業経営活性化資金は、令和4年度末をもって新規受付を終了しました。（既に実行している融資への利子補給等については従前のとおりです。）

### 小口資金

※市単独制度

対象者	・従業員30人（商業・サービス業10人）以下の法人又は個人で、市内に主たる工場・事業所を有するもの ・3か月以上継続して同一事業を行っているもの
資金使途	事業資金
貸付限度額	700万円
貸付利率	1.6%（基準金利2.08% うち、市利子補給率0.48%）
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	5年以内
償還方法	元金均等月賦払
申込先	各金融機関



### 短期経営改善資金

対象者	・従業員50人（商業・サービス業20人）以下の中小企業者及び組合で、市内に主たる工場・事業所を有するもの ・1年以上継続して同一事業を行っているもの
資金使途	運転資金
貸付限度額	中小企業者700万円、組合1,500万円
貸付利率	1.5%（基準金利2.06% うち、県利子補給率0.26%、市利子補給率0.30%）
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	5か月以内
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払、若しくは一括払
申込先	各金融機関



### 開業パワーアップ支援資金

対象者	・市内で創業しようとするもの又は創業して5年未満のもの ・市内において分社する又は分社して5年未満の中小企業者等 ・創業後5年未満の個人事業主が新たに設立した法人
資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度額	3,500万円 ※設備資金・運転資金の合計
貸付利率	0.6%以内（金融機関所定金利2.07%以内 うち、県利子補給率0.47%以内、市利子補給率1.00%以内） ※創業関連保証、再挑戦支援保証では利率が異なる。 ※市の利子補給は、最初の利子支払日から起算して2年以内とする。
保証料等	信用保証協会の保証付きとし、保証料は協会の定める率による。
返済期間	10年以内（1年以内据置可）
償還方法	元金均等月賦払又は元利均等月賦払
申込先	各金融機関



### 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

対象者	・従業員20人（商業・サービス業5人）以下の法人又は個人で、資金の融資申込みの日以前において市内で事業を営んでいるもの ・富士商工会議所又は富士市商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫に資金の融資申込みをしたもの
資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度額	2,000万円
貸付利率	申込先にお問い合わせください（市利子補給率0.5%）。 ※市の利子補給は、最初の利子支払日から起算して2年以内とする。
保証料等	無担保・無保証人（法人の場合、代表者の保証も不要）
返済期間	設備資金10年以内、運転資金7年以内
償還方法	元金均等月賦払
申込先	富士商工会議所（TEL.0545-52-0995）又は 富士市商工会（本所・鷹岡事務所 TEL.0545-71-2358 富士川事務所 TEL.0545-81-1280）

